

写真：高知県立宿毛高等学校50周年記念誌より

上の写真は、昭和28年(1953年)、講堂竣工当時の高知県立宿毛高等学校の校舎です。まだ舗装されていない道路の様子もうかがえます。昭和19年(1944年)に高知県立宿毛中学校として開校し、本年度70周年を迎えました。

下の写真は、高知県立幡多農業高等学校山奈分校(昭和44年(1969年)に高知県立宿毛工業高等学校に改称)で、昭和29年(1954年)の開校当時は校舎がなく、間借りして授業をしていたそうです。本年度、宿毛市と同じ60周年を迎えました。

## 市制施行60周年 ～宿毛市誕生のとき～



写真：高知県立宿毛工業高等学校30周年記念誌より

### 今月の主な内容

- 成人式 ……………6、23
- 市県民税 ……………8～9  
・国保税申告のご案内
- 議会だより ……………12～19

人のうごき (27.1.1現在現在)	前月比	12月中の 異動状況
世帯数 10,225	-14	出生 10
人口 21,899	-27	死亡 25
(男) 10,285	-14	転入 24
(女) 11,614	-13	転出 36

### 市議会議員の選挙

任期満了（4月26日）に伴う宿毛市議会議員選挙が次のとおり行われる予定です。

- ・告示日 4月19日(日)
- ・投票日 4月26日(日)

### 立候補届出等事務説明会

日時 3月5日(木) 15時  
場所 宿毛市役所第3会議室  
(本庁舎3階)

### 【問い合わせ先】

宿毛市選挙管理委員会  
☎6311111  
(内線225・226)

### 市庁舎内食堂の営業業者を募集します

市庁舎内の食堂を営業していただく業者または個人の方を次のとおり募集します。

### 営業開始日

平成27年4月1日(水)

### 食堂使用料

月額10,000円

(光熱水費等営業者負担)

### 営業日

市役所閉庁日を除く毎日

### 受付期間

2月2日(月)～2月27日(金)

(土・日・祝日を除く)

※申し込みの際には、提出していただく書類などがありますので、事前にお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

総務課  
☎6310948

### 西町地域振興住宅入居者募集

今まで西町地域振興住宅の浴室にはシャワーがなく風呂釜も狭くて深いタイプでしたが、現在、シャワーの新設と広くて浅い浴槽への取り換え工事を施工しており、3月末には募集する全戸の工事が完了する予定です。

所在地

西町4丁目2番20号

### 間取り

3DK(6帖×2、4帖半)

### 構造

鉄筋コンクリート造5階建て(エレベーターは無)

契約方式 定期借家方式

家賃 30,000円

共益費 2,000円

駐車場 1,000円

敷金 90,000円

入居資格条件 有

申込書配布場所

都市建設課・小筑紫支所・

東部支所

受付期間

随時受付(土・日・祝日を除く)



### 【問い合わせ先】

都市建設課建築住宅係

☎6311120

### 高知県立宿毛高等学校 第12回総合学科発表会

総合学科での1年間の取り組みについて、各学年の代表生徒が発表します。たくさんの方に生徒の頑張りを見ていただき、宿毛高校総合学科のいいところを知ってもらいたいと考えています。入場は無料ですので、ぜひお越しください。

### 日時

2月20日(金) 13時30分～15時

### 場所

宿毛市総合社会福祉センター

### 【問い合わせ先】

高知県立宿毛高等学校

☎6312164

### 婚活サポーターに相談してみませんか？

婚活サポーターとは、結婚を望む独身者をボランティアで応援するお世話焼きさんです。現在、宿毛市にも4名の婚活サポーターがいます。

相談方法は、相談したいと思う方に連絡をし、面会(サポート内容などを確認)します。その後、申込書を提出すると

サポート活動が開始されます。婚活サポーターについての詳しい情報は、<https://www.kois-hyo.pref.kochi.lg.jp/supporter/>をご覧ください。

氏名	連絡先	連絡希望時間帯
あきさわ まこと 秋澤 誠	090-8697-2840 makoto@akisawa.com	10:30～16:00
たかくら まゆみ 高倉 真弓	090-5144-5885	～21:00
たかはし まりえ 高橋 まりえ	090-9455-1264 sukumokko-marie-0623@s.vodafone.ne.jp	いつでも
みやがわ しん 宮川 伸	090-1322-2226 shin-enka@docomo.ne.jp	平日の 9:00～17:30

### 【問い合わせ先】

高知県少子対策課内 高知家の出会い・結婚・子育て

☎088182118080

**みんなのおすすめ教えて  
ください!「高知家の食卓」  
県民総選挙2015**

大手旅行雑誌の「地元ならではのおいしい食べ物が多かった」ランキングで、最新5年間のうち4度も第1位を獲得している高知県。旅先で地元の人が薦めるお店に行きたいという観光客の皆さんの声にこたえるため、「高知家の食卓」県民総選挙を今年も実施します。

投票方法は高知県の広報誌「さんSUN高知」2月号に掲載の投票用紙(はがき)に、お薦めしたい県内の「飲食店」

と「メニュー」、「薦めたい理由」を記入して、2月16日(月)までに郵送または宿毛市役所 税務課窓口(はがき)に設置している投票箱にご投票ください。また、今回は、高知県観光情報サイト「よさこいネット」からの投票も可能です。

投票は、1世帯につき1票です。皆さんの投票をよろしくお願いします。

**【問い合わせ先】**

「高知家の食卓」県民総選挙係(株)高知広告センター内  
☎088-873-8700

**今月の1日行政相談所**

日時 2月17日(火) 13時~15時  
場所 宿毛文教センター会議室3  
宿毛市行政相談委員  
松岡陽一  
☎66-0110  
福田延治  
☎67-11778

※相談は各委員の自宅や電話でも受け付けています。

**【問い合わせ先】**

総務課  
☎63-0948

**無料人権相談**

金銭の貸し借り、相続、借地・借家、結婚・離婚、DV、いじめ、児童虐待など、人権に関する相談を弁護士資格のある人権擁護委員がお受けします。1人で悩まず、ご相談ください。

なお、相談を希望される方は事前にご連絡ください。

**日時**

3月9日(月) 13時~15時  
※相談時間は、1人30分です。

**場所**

高知地方法律事務所四万十支局  
【問い合わせ先】  
高知地方法律事務所四万十支局  
☎0880-34-1600

**無料法律相談会のお知らせ**

高知県司法書士会では、県内各地で無料法律相談会(予約制)を開催しています。相続や遺言のこと、仕事のこと、借金の問題、訪問販売、家賃の滞納といった日常生活のトラブルに関するさまざまな相談に、司法書士がお答えします。

ぜひご利用ください。

**開催日**

毎週土曜日  
時間 13時~17時

※15時以降は法テラス法律扶助相談(資力要件あり)です。

**場所**

四万十市社会福祉センター(四万十会場)  
※高知・安芸・須崎会場についてはお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

高知県司法書士会総合相談センター  
☎088-825-3143

**「魅力いっぱい宿毛湾の自然」講演と展示**

宿毛湾地域の海辺の自然の魅力を紹介する講演会を開催します。海の生き物の写真や標本の展示、子どもも楽しめるクイズや顕微鏡を使った体験コーナー、サンゴや藻場の保全に向けた地域の取り組みや地域の食文化の紹介などもあります。

**日時**

2月21日(土) 13時~15時30分  
基調講演 13時30分~

「宿毛湾の生きものたち」宿毛湾地域の海辺の生物多様性」  
講師 黒潮生物研究所

場 所 宿毛文教センター1階  
多目的ホール

**主催**

宿毛湾環境保全連絡協議会

**【問い合わせ先】**

宿毛市産業振興課  
☎63-11117

**第36回 部落解放文化祭**

**日程**

- 2月14日(土)  
13時~17時  
作品展示公開
- 2月15日(日)  
9時30分~14時30分  
作品展示公開  
9時30分~11時30分  
催し物発表会  
販売コーナー  
13時~14時30分

- ・人権講演  
「部落(ムラ)は生きることの達人だった」(太田恭治)
- ・猿まわし公演(猿舞座)

場 所 正和隣保館ほか

**【問い合わせ先】**

正和隣保館 ☎63-2254

## 第13回 梓立祭

宿毛市では、梓会と共催で早稲田大学建学の母・小野梓先生を顕彰するとともに、青少年の健全育成などを目指して梓立祭を毎年開催しています。

当日は、児童・生徒の作文発表と、早稲田大学からの表彰状の授与ならびに（公財）坂本報効会・（株）小松製作所からの記念品の贈呈が行われ、記念講演も予定しています。皆さんお誘い合わせの上、ぜひご来場ください。

日時 3月7日(土) 15時～

場所 宿毛文教センター

内容

- 小中学校の児童・生徒による発表
- 式典、賞状授与など
- 記念講演

【問い合わせ先】企画課 ☎63-1118

## 第24回幡多ふれあい医療公開講座

日時 2月8日(日)

13時30分～16時

場所

土佐清水市中央公民館

内容

『笑顔で長生きするための口コモ予防』

○脚の痛みとの付き合い方

幡多けんみん病院 整形外科

科医長 小松 誠

○腰の痛みとの付き合い方

幡多けんみん病院 整形外科

科部長 北岡謙一

参加料

に電話で相談の予約をお願いします。

なお、相談時間は30分以内とし、相談料は無料です。

【四万十支局予約・問い合わせ先】

高知地方事務局四万十支局  
☎0880-34-1603

## 交通事故被害者の家庭をサポートします

育成資金の貸し付け、介護料の支給などを行っています。お気軽にお問い合わせください。

● 育成資金の貸し付け

自動車事故が原因で保護者が亡くなられたり、重い後遺症を残すこととなったりした家庭の児童を対象に、中学校卒業まで無利子で育成資金をお貸ししています。

一時金 155,000円

入学支度金 44,000円

月額 20,000円

● 介護料の支給

自動車事故が原因で重度の後遺障害が残り、介護が必要な方に支給をしています。

● 月額 30,000円～130,000円

0円程度（重度後遺障害の程度による）

● 友の会入会

育成資金の貸し付け、介護料の支給に該当された世帯を友の会活動や交流会に招待します。

【問い合わせ先】

（独）自動車事故対策機構  
☎088-831-1817

## 短時間労働者の方へ「パートタイム労働法」Q&A

Q平成27年4月1日から改正パートタイム労働法が施行されますが、パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の事業主義務とはどのようなことですか？

A事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するための体制を整備しなければなりません。そのため、相談担当者を決めて対応させる、または事業主自身が相談担当者となり対応しなければなりません。また、パートタイム労働者を雇い入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事

項に「相談窓口」が追加されます。今まで義務となっていた昇給・賞与・退職手当の有無の明示に加え、相談窓口（相談担当者の氏名・役職・部署など）の明示をしなければなりません。

【問い合わせ先】

高知労働局雇用均等室  
☎088-885-6041

## 『移住促進』に取り組んでいます

宿毛市や高知県では、移住を検討している方や移住された方の暮らし全般に関する相談窓口を開設していますので、お気軽にご相談をお寄せください。また、高知県では県外から移住された方同士で情報交換をしていただく交流会なども開催しています。詳しくは、高知県の移住HP「高知家々暮らし」をご覧ください。

【問い合わせ先】

企画課 ☎63-1118  
高知県移住促進課  
☎088-823-9755  
✉120301@ken.pref.kochi.lg.jp  
☎ http://www.pref.kochi.lg.jp/~chiki/jyu/

## 放送大学平成27年度4月 入学生募集のお知らせ

放送大学はテレビなどの放送やインターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。学部の入学試験はありません。資料を無料で差し上げますので、お気軽にご請求ください。

### 出願期間

- 第1回 2月28日(土)まで
- 第2回 3月1日(日)～3月20日(金)

※第2回は、面接授業の登録ができません。また、3月20日以降に学費を納入した場合、授業の視聴開始や教材の到着が学期開始(4月1日)以降となります。

### 【問い合わせ先】

放送大学高知学習センター  
☎088-843-4864

## 宿毛市駅東町分譲地のご案内

宿毛市駅東町4丁目の12区画(平成27年1月15日現在)を分譲しています。



地番	面積(坪)	地番	面積(坪)	地番	面積(坪)
712	50	501	99	304	78
714	50	404	97	303	60
715	84	403	60	302	60
716	50	402	50	202	99

用途地域：近隣商業

【問い合わせ先】 都市建設課都市計画係 ☎63-1120

お誕生おめでとう  
(平成26年12月受付分)

住所	赤ちゃん	保護者
宿毛	つの 赤ちゃん 津野 瑛智	大智
高砂	まつうち 里奈 松内 里奈	誠一里美
高砂	まつうち 美緒 松内 美緒	誠一里美
高砂	くわばら 絆愛 栗原 絆愛	政水
橋上町坂本	みよき 三代木咲来 三代木 咲来	亮
沖の島町弘瀬	あらかき 結 荒木 結	啓弘
押ノ川	むらお 沙羅 村尾 沙羅	剛
山奈町山田	なかひら 中平丞志朗 中平 丞志朗	卓宏

※本コーナーは、家族などからの申し込みにより掲載しています。(敬称略)

【問い合わせ先】 市民課市民係 ☎63-1112

## ふるさと納税協賛企業等募集

ふるさと納税制度を利用した寄附増進と地元特産品などのPRおよび販売促進を図るため、宿毛市へふるさと納税を行った寄附者に対して、お礼の品として贈呈する商品または個人を募集します。

### 応募要件

- 協賛企業等および商品は、次の要件に適合するものとします。
- 1 協賛企業等
  - 市税の滞納がない事業者
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律台77号)第2条第2号に該当しない事業者。
- 2 商品
  - 宿毛市で生産、製造または加工された商品、若しくは宿毛市で行われるサービス商品。宿毛市のPRにつながるような商品。

### 商品区分(6区分)

- 1、500円
- 3、000円
- 6、000円
- 9、000円
- 15、000円
- 30、000円

### 協賛企業等のメリット

宿毛市のふるさと納税のホームページやチラシに商品が紹介されます。また、商品の発送時に自社パンフレットなどの同封により、PRが可能です。

### 個人情報の保護

協賛企業等はこの事業による業務を処理する為の個人情報等の取り扱いについては、別途定める個人情報取扱特記事項を遵守しなければなりません。

### 応募方法

※寄附者の個人情報は、商品の送付以外の目的に使用することはできません。

### 申込締切

3月20日(金)

### 【問い合わせ先】

企画課 ☎63-1118

# 未来へ羽ばたけ新成人



※詳細は23ページに掲載しています。

## 【1年度分、6カ月分の前納は口座振替がお得です！】

### ●国民年金前納割引制度について

1年度分や6カ月分などをまとめて納める前納にすると、保険料が割引になります。  
※平成26年度保険料(月額15,250円)で試算した額を、参考までに、下の図にお示ししています。

### ●口座振替のお申し込み手続きについて

納付書または年金手帳と、通帳、金融機関届出印をご持参の上、市役所年金係または幡多年金事務所、もしくはご希望の金融機関窓口へお申し出ください。

### ●申込締切日は2月末日です。

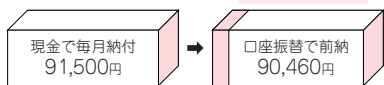
### ●前納の口座振替日は4月30日です。

◎下の図は平成26年度分の保険料で試算したものです。

前納額、割引額については2月下旬に厚生労働省より公表される予定です。

#### ●6カ月前納

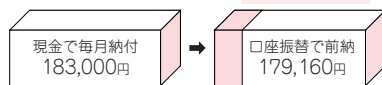
1,040円割引



※4月分～9月分は4月末、10月分～翌年3月分は10月末に一括引き落とし  
3月分(または9月分)が納付されていない場合、初回の引き落としは、3月分(または9月分)と6カ月前納分の7カ月となります。

#### ●1年前納

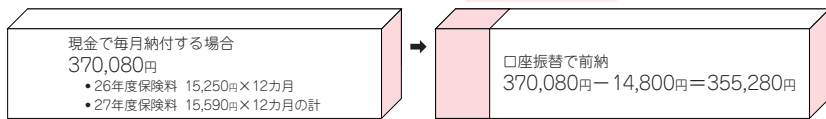
3,840円割引



3月分が納付されていない場合、初回の引き落としは3月分と1年前納分の13カ月となります。

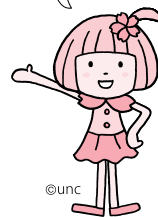
#### ●2年前納

14,800円割引



※4月末に一括引き落とし  
3月分が納付されていない場合、初回の引き落としは、3月分と2年前納分の25カ月となります。

とてもお得な前納制度をぜひご利用ください。



©unc

## 【不審電話や訪問にご注意ください】

全国各地で「市役所」、「日本年金機構」や「年金事務所」、「厚生労働省」などの職員としたり、氏名や生年月日、銀行口座番号を聞くなどの不審な電話や訪問があったという情報が寄せられています。

不審な電話や訪問があった場合はできるだけ1人で対応せず、相手の名前や所属、用件を聞いてメモを控えて家族などに相談してください。

怪しいと感じたら、現金を支払ったりせず、幡多年金事務所(☎0880-34-1616)または日本年金機構本部(☎03-5344-1100 お客様の声受付担当②)に電話してください。

### 【委託事業者について】

日本年金機構は、民間事業者(株)バックスグループ)に国民年金保険料の収納業務を委託しています。

訪問の際は日本年金機構が発行した証明書を提示することになっていますのでご確認ください。

### 【問い合わせ先】

市民課年金係  
☎63-11112

年金相談に必要なもの  
●年金手帳や年金証書  
●定期便の相談であれば送られてきた書類一式  
●認め印  
●代理の場合は委任状(家族であっても必要です)が当日必要となりますので、必ず年金係にお問い合わせの上、事前にご準備ください。また、代理人の本人確認できるもの(免許証など)も必要です。

### 日時

2月17日(火)

10時～15時(昼休みを除く)

場所 宿毛市役所

受付 市民課年金係

受付時間 8時30分～

※相談には予約が必要です。

事前に年金係までご連絡ください。

日本年金機構  
幡多年金事務所による  
出張年金相談



今月の年金相談

# 市県民税 国保税 申告のご案内

平成27年度の市県民税・国保税の申告時期になりました。

申告は適正な課税のための大切な手続きです。忘れず必ず申告してください。

申告書は、申告相談会場に持参してください。郵送または税務課窓口でも提出できますが、計算方法や記入方法が分からない場合は、必ず申告相談会場へお越しください。

**申告書の提出期限は  
3月16日(月)です。**

申告用紙は、前年の状況などにより、申告が必要と思われる方に事前にお送りする予定ですが、もし届いていない場合でも、必ずしも申告が不要とは限りませんのでご注意ください。申告用紙が必要な方は、税務課窓口および申告相談会場でお渡しします。

申告用紙と併せて配布する「申告の手引き」を参考に、ご自分で記入してください。

申告相談は、2月16日(月)から地区別に、9ページに記載の相談会場で行いますので、申告に必要な次の書類などをご持参の上、会場にお越しください。

なお、当会場では確定申告(青色申告を除く)の相談も受け付けていますが、複雑な内容の場合はお断りする場合がありますのでご了承ください。

また、例年相談会場が大変混雑し、お待たせしています。ご自分で記入できるところは

記入し、**収支内訳の各項目の集計や各種控除の計算は、あらかじめご自分で済ませておいてください。**

## ●申告時に持参するもの

☆所得金額算出に必要なもの  
収入金額、必要経費などの分かるもの

☆所得控除額算出に必要なもの  
の

社会保険料支払額の分かるもの、生命保険料・地震保険料控除証明書(平成18年末までに契約した長期損害保険料分も可)、医療費控除用の領収書、国民年金保険料の控除証明書(社会保険庁から届きます)、障害者控除対象者認定書(福祉事務所で交付します)など

☆印鑑

## ●次の方はご注意ください

☆農業所得のある方は：

収支計算が原則となり、ご自分で計算する必要がありません。収入金額に関しては、販売金額、農作物の収穫量、自家消費分などを、必要経費に関しては農業用に係る各種領収書などを分かるようにまとめておいてください。

☆国保に加入されている方は：

申告書の提出がない場合、一定基準以下の所得金額の世帯に該当した場合適用される国保税の軽減措置を受けることができませので、次の①、②に該当しない方は、所得の有無に関係なく申告してください。

## ●次の方は申告が不要です

①税務署へ平成26年分の所得税の確定申告書を提出される方

②給与所得のみで、ほかに所得がなく勤務先で年末調整が済んでいる方

※税務署で申告が不要と言われた方(「所得税がかからない」や「公的年金収入400万円以下で他の所得20万円以下のため」)は、市県民税・国保税の申告が必要です。また、②の場合でも、医療

費控除を追加したいなど、申告した方がよい場合もあります。ご不明な場合は気軽に申告相談会場へお越しください。

## ●その他注意事項

9ページの表の日程で都合の悪い方は、対象地区の異なる会場や日程でも申告をすることができまますので、ご利用ください。

なお、この申告相談期間中、市役所税務課窓口では、申告相談は受け付けていませんのでご注意ください(申告書の提出のみ受け付けています)。ご相談は、必ず各相談会場へお願いします。

## ●障害者控除対象者認定書の交付について

65歳以上で障害者手帳の交付を受けていない方でも、宿毛市の要介護認定を受けている場合、一定の基準を満たせば「障害者に準ずる者」として、所得税・市県民税上の障害者控除の対象となる場合があります。

対象者  
満65歳以上で宿毛市の要介護認定を受けており、身体障害者(1～6級)に準ずると福祉事務所長が認める者

●身体障害者(3～6級)に準ずる者  
障害者控除(控除額：所得税27万円、市県民税26万円)  
●身体障害者(1～2級)に準ずる者  
特別障害者控除(控除額：所得税40万円、市県民税30万円)

## 申請方法

宿毛市役所内の福祉事務所の窓口で申請をしてください。

なお、すでに障害者手帳などで障害者控除を受けられている方および申告する方が非課税の場合は、申請する必要はありません。詳細については、お問い合わせください。

## 【問い合わせ先】

税務課住民税係

☎ 63-1115

障害者控除対象者認定書の交付について

福祉事務所高齢者・障害福祉係  
☎ 63-1114



# 平成27年度 市・県民税、国保税申告相談日程表

月 日	曜	時 間	対 象 地 区	会 場
2月16日	月	午前9:00~12:00	坂本・奥下藤・神有・奥奈路	橋上町 神有多目的集会所
		午後1:00~ 4:00	橋上・京法・還住敷・平野・楠山・出井	
2月17日	火	午前9:00~12:00	長尾・手代岡	山奈町 高知はた農協 宿毛東出張所 ☎66-0341
		午後1:00~ 4:00	竹石・小島・天神	
2月18日	水	午前9:00~12:00	竹部・馬場住・土居ノ内	平田町 東部農村環境 改善センター
		午後1:00~ 4:00	東下組・西下組・中組・靴抜・道ノ川、【芳奈地区】	
2月19日	木	午前9:00~12:00	中山・寺山・寺尾・徳師・岡松	平田町 東部農村環境 改善センター
		午後1:00~ 4:00	森・車岡・師高瀬・西天神・中町	
2月20日	金	午前9:00~12:00	清水・北川・沖前・貝礎・県営住宅	平田町 東部農村環境 改善センター
		午後1:00~ 4:00	【黒川地区】西~東須賀・橋田・下~上駄場・奥黒川【東平】	
2月23日	月	午前9:00~12:00	大島	大島公民館 ☎65-8452
		午後1:00~ 4:00		
2月24日	火	午前9:00~12:00	片島	片島公民館 ☎65-8270
		午後1:00~ 4:00		
2月25日	水	午前9:00~12:00	貝塚・駅前町・駅東町	宿毛市社会福祉センター 2階 視聴覚室 ☎65-7665
		午後1:00~ 4:00	新田・沖新田・錦・四季の丘	
2月26日	木	午前9:00~12:00	西町	宿毛市社会福祉センター 2階 視聴覚室 ☎65-7665
		午後1:00~ 4:00		
2月27日	金	午前9:00~12:00	自由ヶ丘・樺・樺住宅・藻津	宿毛市社会福祉センター 2階 視聴覚室 ☎65-7665
		午後1:00~ 4:00	大深浦・小深浦・港南台	
3月 2日	月	午前9:00~12:00	高砂・西片島	宿毛市社会福祉センター 2階 視聴覚室 ☎65-7665
		午後1:00~ 4:00	宇須々木・池島・新港	
3月 3日	火	午前9:00~12:00	舟ノ川・石原・小三原・福良	小筑紫町 小筑紫基幹集落センター 1階 研修室 (旧小筑紫支所)
		午後1:00~ 4:00	栄喜	
3月 4日	水	午前9:00~12:00	大海・田ノ浦	小筑紫町 小筑紫基幹集落センター 1階 研修室 (旧小筑紫支所)
		午後1:00~ 4:00	小筑紫・小浦・湊	
3月 5日	木	午前9:00~12:00	内外ノ浦・呼崎	小筑紫町 小筑紫基幹集落センター 1階 研修室 (旧小筑紫支所)
		午後1:00~ 4:00	伊与野	
3月 6日	金	午前9:00~12:00	鵜来島	沖の島町 鵜来島離島センター すくも湾漁協弘瀬出張所 ☎69-1301 沖の島支所 ☎69-1001
		午前9:00~11:30	弘瀬	
		午後1:00~ 3:00	母島・古屋野・長浜・久保浦	
3月 8日	日	午前9:00~12:00	休日申告受付日	宿毛文教センター 2階 会議室1 ☎63-2618
		午後1:00~ 4:00		
3月 9日	月	午前9:00~12:00	中央1~8丁目・南沖須賀・宿毛(新田・沖新田除く)	宿毛文教センター 2階 会議室1 ☎63-2618
		午後1:00~ 4:00		
3月10日	火	午前9:00~12:00	桜町・松田町・萩原	宿毛文教センター 2階 会議室1 ☎63-2618
		午後1:00~ 4:00	与市明・長田町・幸町	
3月11日	水	午前9:00~12:00	押ノ川	宿毛文教センター 2階 会議室1 ☎63-2618
		午後1:00~ 4:00	野地・小川・草木敷・山北	
3月12日	木	午前9:00~12:00	和田・正和・平井	宿毛文教センター 2階 会議室1 ☎63-2618
		午後1:00~ 4:00		
3月13日	金	午前9:00~12:00	中角・高石・長野	宿毛文教センター 2階 会議室1 ☎63-2618
		午後1:00~ 4:00	二ノ宮・二ノ宮住宅	
3月15日	日	午前9:00~12:00	休日申告受付日	宿毛文教センター 2階 会議室1 ☎63-2618
		午後1:00~ 4:00		
3月16日	月	午前9:00~12:00	さくらが丘	宿毛文教センター 2階 会議室1 ☎63-2618
		午後1:00~ 4:00	坂ノ下・都賀川	

# 確定申告 のご案内

所得税の確定申告と納税  
は、3月16日(月)までです。

平成26年分所得税確定申告の税務署における申告相談および確定申告書の受付期間は、2月16日(月)から3月16日(月)までです。

確定申告書は、郵送または税務署の時間外収受箱に投函することができます。また、国

## 心の健康相談のお知らせ

……ひとりで悩んでいませんか。そんなとき、お気軽にご相談ください。

保健師による電話相談・面接相談は随時お受けしています。保健所では、相談される内容によって、精神科嘱託医の相談も行っています。

### 【相談窓口】

宿毛市保健介護課健康指導係

☎ 63-1113

幡多福祉保健所健康障害課精神保健福祉担当

☎ 0880-34-5124 (直通)

☎ 0880-35-5979

お酒の悩みごと相談

☎ 090-1173-4672



### 【問い合わせ先】

中村税務署

☎ 0880-3512135

税庁ホームページ (<http://www.ita.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用して e-Tax に送信することもできます。

e-Tax を利用して早期還付を!!

e-Tax を利用して提出された所得税、個人事業者の消費税(地方消費税を含む)の還付申告書は、早期処理いたします(3週間程度に短縮)。

なお、入力もれなどがある場合、還付処理に日数がかかる場合がありますのでご注意ください。

# Japan Self Defense Forces

## 自衛官・予備自衛官補募集中

自衛隊には・・・

一般的な自衛官、指揮官として活動する幹部自衛官、会社などで働きながら訓練に参加する予備自衛官補のほかに、パイロット・医師・看護師になるための学生など18～54歳までの各募集種目があります。また、自衛隊をより身近に感じてもらうため、海上自衛隊ミサイル艇の一般公開を計画しています。この機会に、ぜひご覧ください！

### 海上自衛隊 ミサイル艇「しらたか」一般公開(予定)

- 公開日 2月25日(水)
- 時間 9:00～11:00 / 13:00～16:00
- 場所 宿毛新港 池島岸壁
- 料金 無料
- 申し込み 不要



※天候などの状況により中止になる場合があります。

### 【問い合わせ先】

自衛隊高知地方協力本部  
四万十地域事務所

☎ 0880-35-3096 (担当:佐藤)



# すくも 市議会だより

## 第75号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

### 定例会の概要

第四回定例会は、平成二十六年十二月二日に開会し、十六日間の会期で十二月十七日に閉会しました。

市長から提出された議案は、専決処分議案一件、「平成二十六年一般会計補正予算」など予算議案十件、「宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」など条例議案五件、「指定管理者の指定について」などその他の議案六件の合計二十二議案で、審議の結果、いずれも原案どおり承認・可決されました。

また、第三回定例会で予算決算常任委員会に付託し、継続審査となっていた各決算認定議案については、改善すべき事項について意見を付したうえでいずれも認定されました。八日、九日には市政に対する一般質問が行われ九人の議員が質問にたち、また、十日には議案に対する質疑が行われました。

皆さんから提出された請願・陳情は「宿毛小学校の速やかな改築に関する請願」など五

### 補正予算

議案の主な内容は、次のとおりです。

#### ◎一般会計(議案第二号)

今回の補正予算は、総額で二億九千九百七十六万四千円が増額補正され、累計で百二十億三千七百十八万五千円となりました。

#### (歳出の主なもの)

- 津波避難道整備工事費 …… 三千万円
- 宿毛西地区高台避難地整備工事費 …… 五千五百万円
- 人事院勧告等による人件費 …… 二千五百二十八万九千円

- 私立保育園運営委託料 …… 二千五百十八万二千元
- し尿処理施設の改修工事に対する幡多西部消防組合分担金 六百八十四万九千円
- 台風被害によるビニールハウスへの修繕費用の補助金 …… 百七十五万八千円
- 宿毛小学校物件移転補償調査委託料 …… 五百万円

### 十二月定例会日程

12月2日(火)	本会議	開会、議案上程 提案理由の説明
3日(水)	休会	
4日(木)	休会	議案等精査
5日(金)	休会	議案等精査
6日(土)	休会	議案等精査
7日(日)	休会	
8日(月)	本会議	一般質問
9日(火)	本会議	一般質問
10日(水)	本会議	議案質疑
11日(木)	休会	委員会審査
12日(金)	休会	委員会審査
13日(土)	休会	
14日(日)	休会	
15日(月)	休会	
16日(火)	休会	
17日(水)	本会議	委員会審査 委員長報告、質疑 討論、表決、閉会



# 条例

◎宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

児童福祉法の改正により、宿毛小学校及び山奈小学校で実施している放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国の基準に準じ本条例を制定しようとするものです。

◎宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、母子及び寡婦福祉法施行令が改正され、父子家庭の場合のひとり親家庭医療費が明記されたので、本条例の一部を改正しようとするものです。

◎宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

健康保険法施行令の改正により、産科医療保障制度の掛け金の見直しに併せて、被保険者への出産育児一時金を一万四千円増額し四十万四千円とすることについて、本条例

の一部を改正しようとするものです。

## その他

◎指定管理者の指定について  
 神有・楠山・坂本の多目的集会所については、平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間、各地区を指定管理者と指定し、

宿毛市中央デイケアセンターについては社会福祉法人宿毛福祉会を、すくもサニーサイドパークについては一般社団法人宿毛市観光協会を、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、指定管理者として指定することについて、地方自治法第二四四条の規定により議会の議決を求めるものです。

## ▼ 請願・陳情 ▲

皆さんから提出された請願・陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
請願 第5号	宿毛小学校の速やかな改築に関する請願について	不採択
陳情 第23号	中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情について	不採択
第24号	四国州議会設立による高度な政治的活性と効率化を求める陳情について	不採択
第25号	がん患者が自身のがん闘病体験を自由に語れる場を行政に求める陳情について	不採択
第26号	JAGグループの自己改革の実現に向けた意見書の提出について	継続審査

## (定例会)

## ▼ 提出された議案等 ▲

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	平成二十六年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第3号	平成二十六年度各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業、後期高齢者医療）並びに水道事業会計補正予算について	原案可決
第11号	宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第12号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
第13号	宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第14号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第15号	指定管理者の指定について	原案可決
第16号	指定管理者の指定について	原案可決
第17号	指定管理者の指定について	原案可決
第18号	指定管理者の指定について	原案可決
第19号	指定管理者の指定について	原案可決
第20号	指定管理者の指定について	原案可決
第21号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第22号	工事請負契約の変更について	原案可決

# 一

# 般

# 質

# 問

十二月定例会の一般質問は、八日及び九日の二日に九人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



中平 富宏 議員

## 自転車に係る交通ルールについて

**問** 学校では子供たちに、どのような自転車に係る交通ルール指導をしているのか問う。

**答** 小学校において危機管理課職員や宿毛警察署交通課の協力のもと、主に小学校一年生を対象に交通安全教室が行われ、信号の守り方や横断歩道の渡り方など、ごく基本的な指導に限って行われているが、子供たちにとって複雑と思われるような交通ルールや

標識の種類などの指導は行っていない。

**問** 平成二十年六月一日施行の「改正道路交通法」により、六歳以上十三歳未満の児童・六歳未満の幼児・七十歳以上の高齢者が自転車で歩道を通行できることになり、平成二十五年十二月一日施行の改正により、路側帯であっても左側部分の路側帯を通行しなくてはならないことになったが、子供はもとより保護者もルールがよくわからないというのが実情だと思う。保護者とともにルールやマナーを知っていただく活動が必要ではないか問う。

**答** 今後、自転車のルールやマナーの講習会など、住民の皆様にも広く周知できるように危機管理課や宿毛警察署と連携

をした形で検討していきたい。

## 宿毛小学校改築及び 小中学校再編計画について

**問** 現在の宿毛小学校からグラウンドを除いたエリアに、隣接する土地を新たに買って宿毛小学校すべての施設をその中に建設することを決定しているのか問う。

**答** 建設位置については、用地を拡張した上で現敷地に建設することが現状では最善の方法であると判断している。

**問** どうしてこんなに慌てて、補正という形で一般財源の五百万円を使い、土地購入に向けた調査を行おうとしているのか問う。

**答** 今年度、耐震工事を実施したとはいえ、施設が老朽化していることに変わりはなく、安全性は高まっているが早期に改修が必要という認識は変わっていない。できることを早期に実施していかなければならないので計上した。

**問** どの程度の規模の宿毛小

学校を建設しようとしているのか問う。

**答** 小深浦に小学校が建設され校区の見直しを行えば宿毛小学校の児童の減少も想定されるが現段階で明確に示すことは困難である。したがって、現在の規模と同等、もしくは若干縮小した規模だと考えている。



西郷 典生 議員

## 新小筑紫保育園の運営について

**問** 新保育園への進入路については、非常に道幅が狭く曲が

りくねっている。通園時の安全性や津波避難のことを考えると、早急に道路改良が必要であるが、市長の考えを問う。

**答** 進入路の整備については、必要な用地や財源の確保等、直ちに解決できない問題があるが、新保育園は災害時の地域の拠点避難所でもあり、避難経路としての役割、防災対策等も踏まえる中で、可能な財源の確保を念頭に検討してまいりたい。

**問** 乳児保育の実施と七時三十分からの受け入れについて、市長の考えを問う。

**答** 乳児保育については、必要とする保護者のニーズ、実情に応じ整備する方向で取り組んでいきたい。

受け入れについては、平成二十七年四月に子ども子育て支援新制度がスタートすることにより保育標準時間が十一時間となる。職員体制等の問題もあり全園での実施は困難であるが、保護者の就労時間等も加味しながら、七時三十分からの受け入れを実施する方向で検討してまいりたい。

## 国道321号線小筑紫の交通渋滞の解消について

**問** 国道321号における小筑紫市街地の現道認識について問う。

**答** 小筑紫市街地の現道については、歩行者等の危険性について十分認識している。

**問** 小筑紫バイパスの取り組みについて問う。

**答** 去る十二月一日に国道321号改良促進期成同盟会が県土木部長に建設促進に向けた要望を行った。その回答としては、現段階で明確な答弁はできないが、交通安全や南海トラフ地震時の緊急輸送道路の整備等の観点で事業を実施できないか検討していることである。これからのあらゆる機会をつかみ、早期の事業着手を要望してまいりたい。

## 地震津波対策について

**問** 津波避難路の整備状況に

ついて問う。

**答** 津波避難路については、本年度整備予定のものも含めると市内沿岸部を中心に七十七カ所が完成する。今後においても各地区からの要望について現地等を精査する中で必要と判断する箇所については引き続き整備してまいりたい。

**問** 空き家対策の国の法整備に伴い今後どのように空き家対策を推進していくのか問う。

**答** この空き家対策の推進に関する特別措置法に基づき、危険家屋等を特定空き家と認定することで、立入調査、助言、指導、監督、命令不履行による罰則規定、所有者等が特定できない場合の要件が明確化されると行政代執行などが可能となる。本市としても全庁挙げて空き家問題の解消に向け、早期に取り組んでまいりたい。



山戸 寛 議員

## 森林資源の活用について

**問** 木質バイオマス関連事業がいよいよ動き出す段階にまで来たが、木材の買い取り価格についてどのように把握しているか。

**答** 従来のパルプチップ用原木単価の約七割から八割増しの単価が示されており、決して見合わないものではないと認識しているが、今後も調整が進むものと考えている。

**問** 森林組合や林業事業者による原木供給とは別に、小規模な自伐林家やそのグループが活動を有利に行っていくために必要な手順や様式について問う。

**答** 森林の伐採を行うには、まず事前に届け出を行う必要がある。伐採届けに基づき、

合法性の確認できたものには、バイオマス材としての証明書が発行ができるように、市の取扱い規定を備えている。また、県の単独補助事業を活用すれば、個人でも、間伐や作業道の開設に必要な補助金を受けられるようになっていく。市としても積極的な活用を働きかけていきたい。

**問** もともと山林所有者ではないUターンやターンの若者による自伐型林業や森林伐採の請負といった形の新たな事業が考えられるが、市としてどのような協力や助言が可能なのか。

**答** バイオマス発電事業が行われる当地域にも、今後の自伐型林業の展開は大きく期待できるものがある。現在も小規模副業型林家育成のための県の技術研修制度や間伐等補助金制度はあるけれども、事業者と森林保有者をマッチングする仕組み作りが必要であり、県もその実現に向けて調整中であると聞いている。

**問** 広葉樹の活用について問う。  
**答** 短い周期での収穫が可能な広葉樹林は非常に大きな可

性能を持っている。単価の高いバイオマス材として利用するためには森林経営計画の策定が必要であり、今後は事業体と個人や小規模団体との共同計画も視野に入れ、針葉樹、広葉樹合わせて面的なまとまりをもった森林経営計画を進めていく必要があると考える。

## 宿毛小学校北側用地の取得について

**問** 萩原高台の取得が困難となった今、現在地の北側用地の拡大を図った上で、建て替えをする以外にはない。今回の取得には萩原高台のような境界不確定の問題は存在しない。土地所有者の協力が得られなかった場合には、用地問題でこれ以上の紛糾を避けるために強制的な手段に訴えるのかどうか。

**答** 強制執行は最終手段と考える。現時点においては、まだ個人の所有している土地に関して、強制執行ということについては考えていない。できる限り誠意を尽くしてご理解いただくよう努めていく。



高倉 真弓 議員

## 防災対策について

**問** 防災対策の進捗状況について問う。

**答** 昨年度、社会福祉センター、本年度中に高知はた農協宿毛支所に屋外階段を設置し、津波避難ビルとして指定する予定だ。さらに、主要な津波避難場所においては、防災備蓄倉庫を設置し、発電機や投光器、簡易トイレなどの資機材を配備するとともに、避難場

所や防災備蓄倉庫の設置場等を周知するため、十月には津波ハザードマップを全戸配布した。災害時の情報伝達手段として、沿岸地域を中心に整備している防災行政無線については、デジタル方式への移行に向けて基礎調査をしているところであり、来年度には整備方針を確定する予定だ。

**問** 災害時の通信手段の確保としてアマチュア無線の活用について問う。

**答** 非常時の通信手段として、活用が期待されるものと認識している。市内の実態調査をしていく中で、今後、検討していく。

**問** 緊急避難場所となる施設に、バリアフリーに配慮したトイレなど、各種災害用トイレを事前に整備しておくべきではないか問う。

**答** 大地震が発生した場合、水道が使用できないことを想定して、水を使用しないトイレ処理剤のセットを備蓄配備しているが、どの避難所も大勢の避難者で混乱することが想定されるので、備蓄や運営方法を検討していきたい。

**問** 学校での防災教育の現状について問う。

**答** 防災教育の取り組みとしては、避難訓練をはじめ、高知県の学校防災アドバイザー事業、派遣事業を活用した専門講師の招聘など、各校の立地状況や実情に応じて積極的に取り組みを進めている。

昨年度は、片島中学校において高知県実践的防災教育推進事業の指定を受け、生徒たちの防災知識の向上だけではなく、主体的に考える中で、自尊心の向上や、地域を愛する心の醸成といった、キャリア教育の分野においても大きな成果が見られた。この事業は、今年度は咸陽小学校が、来年度は小筑紫小学校で予定をされている。

防災教育の充実は非常に重要なことなので、継続的に続けていく。

## 本庁舎のトイレ機能の改善について

**問** 庁舎のトイレは、内外から利用できることや、車いす、オストメイト、おむつ交換など、多機能トイレにすべきではないかを問う。

**答** 現在の本庁舎の構造上、外につながる出入り口を設けることは困難ではあるが、バリアフリー化や利用しやすい庁舎づくりは、行政の責務と考えているので、今後もできる限り改善していきたいと考えている。



松浦 英夫 議員

## 保育園の防災対策について

**問** 咸陽保育園の高台移転に

ついで、適地確保の可能性は十分あるということであったが、その後の状況について問う。

**答** 子供たちの安全安心を第一に、一日も早い高台移転に向けて取組んでいく姿勢には変わりはない。財政を含めて慎重に協議を進め、適地としてふさわしい候補地を決定し確保していきたい。

**問** 市長の最大の責務は「何よりも市民の生命と財産を守る」ことである。

公立であれ、私立であれ、そこに通う子供たちは同じ宿毛市の子供であります。大島保育園の高台移転を含む防災対策について問う。

**答** 社会福祉法人が運営をする保育園であり、法人の意向は大変重要な指標となる。これまで、今後の方向性とか保育サービスの充実、防災対策について協議を重ねてきたが今後も、引き続き協議を重ね課題の解決に向けて対応していく。

## 老人福祉問題について

**問** 近隣の他の市や町では、敬老会の主催団体に補助金要項を策定しているが、宿毛市としても補助金を創設する考えはないか問う。

**答** 敬老会の実施状況にはばらつきがあり、敬老会活動に限定した補助制度の創設は考えていない。高齢者向け施策として「地域元気クラブ」等の事業を実施しており、今後これら既存事業を中心に、敬老意識の高揚と高齢者福祉の増進をより良い形で実施していきたい。

**問** オールドパワー文化展について、どのような認識をしているか問う。

**答** 六十歳以上の方々が、日頃の芸術活動の成果である作品の展示をいただくことで、地域文化の発展や交流が図られ、生涯学習に資する文化展であると認識している。

**問** 来年は記念すべき二十回の開催となる。記念品を考へてはどうか問う。

**答** 宿毛市美術展等においても出展者に参加賞を提供していないので、この文化展だけ

に提供することはいかがなものか考えている。

**問** 友好関係にある市町村との防災面や教育面だけではなく、文化活動の分野における、高齢者間の作品の交流を推進することも考えてはどうか。他の市町村の皆さんと作品の交換を通じて、お互いが励みにもなり交流の輪が広がるものと考えが教育長の所見を問う。

**答** 現在、兵庫県篠山市とは、市展に展示をした作品の交流を行っている。今後、高齢者の文化芸術活動についても、関係団体との協議をしながら、地域の文化や芸術の交流が進むよう今後も取組んでいきたい。



## 地方公会計制度における統一基準モデルについて



野々下 昌文 議員

**問** 現在、本市が導入している公会計制度は、総務省のどのモデルなのか、また、財務諸表をどのように財政に活用しているのか問う。

**答** 宿毛市が作成している公会計制度は、総務省方式改訂モデルである。また、財務諸表については、資金収支計算書から算出される経常的収支、公共資産整理収支など、性質の異なる歳計現金の増減を確認し、予算編成の参考にしている。

**問** 公会計制度における統一基準モデルの導入で何が変わるのか問う。

**答** これまでは、総務省改訂方式や、基準モデル方式など混在しており、全国での統一

した財務諸表の様式となっていなかったが、全国の自治体が統一基準モデルで財務諸表を作成することで、類似団体間での比較が可能になる。また、統一基準モデルでは、固定資産台帳整備が必須であり、各施設の資産状況や原価償却情報を的確に把握できる。

**問** 本市における固定資産台帳の整備状況について問う。

**答** 現在は、公共施設等の固定資産台帳は整備ができていない。平成二十七年より台帳整備を行い、平成二十八年度中の完成を目指す。

**問** 平成二十九年導入に向けての準備体制について問う。

**答** 固定資産台帳や公共施設等総合管理計画を整備するためには、庁内で財政係・管財係を中心に、関係各課との会議や話し合いを密にとり、計画を作成する中で、随時研修を行っていく。

## 第六期介護保険事業計画について

**問** 第六期の介護保険事業計



画策定と包括ケアシステムの構築計画について問う。

**答** 団塊の世代が後期高齢者となる平成三十七年の将来像を見据えながら、要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るように医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に、かつ切れ目なく提供していく地域包括ケアシステムの実現に向け取り組む。

**問** その中で、在宅生活を継続していく上で必要となる医療と介護の連携、生活支援サービス体制の整備についても、本市の実情に応じた施策の方向性を定め、今後三年間で段階的な施策展開を図っていく。

**問** 本市の要支援事業から地域支援事業への移行と周知について問う。

**答** 全国一律の基準に基づくサービスから地域の実情に応じたサービスの提供が求められることになり、新しい総合事業へ移行が義務付けられることになる。サービス内容の変更や利用方法については、広報すくもやパンフレットによってお知らせする。



濱田 陸紀 議員

## 河戸堰の水門の電動化について

**問** 河戸堰より街区の三か所の水路に取水し、今ではメダカからフナ、ウナギ、鯉が水路で泳いでいるが、水利組合の管理者の方は大雨になると夜中でも水門を閉めるためのハンドルを操作しなければならず、操作を誤れば命の保証はない。こんな状況が年に五、六回はある。

**答** そこで水門管理者の危険をさけるため、遠隔操作での電動化が出来ないものか問う。

だければ、予算の要望をしていきたいと考えている。

## 河戸堰水路の漏水について

**問** 第一水門から第二水門の間が約十メートルあるが、その間に漏水している箇所が何か所かあり、このまま放置すれば堤防が決壊するおそれがある。第一水門と第二水門の間に矢板を打って補修できないか問う。

**答** 松田川は県管理河川であるので、幡多土木事務所へ現地調査を依頼する。これは早急に対応したい。

## 旧生野病院跡の建物の危険性について

**問** 市立武道館の斜め向かいにある旧生野病院跡が、放置された状態になって三十年近くになり、四階建ての屋上に二基の水槽が並んで設置されており、八月の台風時に一基が三階部分の屋上に落下し、二メートルぐらいの水槽が強い風時にはごろごろと転がっている状況である。近所に住む

人たちは、台風又は強風のたびに、いつ落ちるのかと恐怖に駆られている。旧生野病院の建物の所有者を割り出し、話をつけることは個人では不可能に近いことであるため、市の方で話をつけて水槽を除去し、付近住民に安心感を与えるべきではないか問う。

**答** 市としてこの状況をそのまま放置するわけにはいかないので、現状の危険回避のための方法を検討したい。

## 地震、津波の際の水の確保について

**問** 被災後の給水対策として浄水装置の設置を考えるべきではないか問う。

**答** 地震により万一、配水管等が破損した場合は、保有している給水タンクを車両等に乘せ、断水地区を巡回し配水を行う想定をしているが、道路が寸断された場合とか、さまざまな状況に対応していくために浄水器も給水手段のひとつとして検討してまいりたいと考えている。



浅木 敏 議員

## 介護保険について

**問** 安倍政権が強行成立させた医療介護総合法により、今後の介護行政・事業にも大きな影響が出る。要支援者の介護保険は、認定申請抑制やサービス打ち切りなど給付抑制をさせるべきではない。また、介護事業者を経営困難にし労働条件悪化となる介護報酬の六%引き下げは反対すべきだ。また、市民の多数は今の介護保険料でも支払困難

を訴えている。基金の活用や一般財源繰り入れで保険料を引き上げないよう求める。

**答** 新総合事業移行によって要支援状態の自立促進や、重度化予防の推進になり事業の効率化が図られ、介護保険制度の安定した継続運営につながる。介護認定は適正な申請手続きに努める。また、介護報酬の六%切り下げは今後の動向を見守る。介護保険料抑制は介護保険財政調整基金の取り崩しは検討するが、法定の負担割合を上回る一般会計からの繰り入れは考えていない。

## 子どもの貧困対策について

**問** 子どもの貧困とは暮らしの貧困が子どもに不利をもたらすことであり、子どもの心身発達や学力形成に大きな影響を与える。日本では子どもの貧困率が十六・三%へと悪化している。政府も「子どもの貧困対策促進法」を制定した。宿毛市としての今後の対策を問う。宿毛市でも子どもの医療費無料化に続き、学校給食費を無料化し子どもの貧困化改善に寄与すべきだ。

**答** 子どもの貧困について県や市町村別に公表された数値はないが、宿毛市でも家庭に経済的余裕がない子どもが多いと考えている。市としても関係部署を通じ家庭や子どもの状況把握に努め、子どもの貧困解消に取り組むが、今の時点で全世帯の給食費無料化は考えていない。

## 学校の再編と建築について

**問** 私は未来ある子どもの命を守ることを最優先に、学校や保育園は津波の来ない高台への移転を求めてきた。市長は現校舎付近への宿毛小学校建築を決定し関連予算を提出している。最も大切にすべきわが子を思う保護者の気持ちをどう汲み上げたのか。

**答** 九月議会以降、市民やPTAに市の考えを説明してきた。その中で納得できないとの意見も聞いたが、現在の提案場所以外に選択肢はないと判断した。

**問** 統合を諦め宿毛小学校単独建築の決断後、松田川小学校の保護者と話し合いを持ったか。

**答** 松田川小学校の保護者は、「浸水地への移転であれば統合に反対」だったので、宿毛小学校単独建築にした。松田川小学校の保護者には話していない。松田川小学校は今後も存続していく。



寺田 公一 議員

## 公民館の主催講座・教室への考え方について

**問** 今、公民館事業の中で、主催講座・教室が少なくなっている、そのことが、職員数

や貸館業務中心の事業にも反映されているのではないかと。

**答** 講座教室数としては、五つないし六つの開催となっているが、回数や内容、対象年齢など、少しでも充実した活動ができればと考えている。中央公民館の職員数は、市職員の全体の調整により、減員となっているが、生涯学習の拠点として、文教センター、中央公民館の活動を充実していくことは重要であると考えている。

## 市展の出席者の推移と今後の対応について

**問** 出席者が高齢化、固定化しているのではないかと、若返りを図っていく必要があるが、高校などと連携を図りながら裾野を広げていくことが必要ではないか。

**答** 年齢構成は把握していないが、出席回数が十回以上の方が、半数以上おり、固定化傾向にあると思っている。

一方、二十名以上の新たな出席者のある年もあり、ここ数年は、新人の出席も必ずあるが、今後も、各部門の運営

委員と協力しながら、高校への参加依頼を継続して取り組んでいくことや、中央公民館のサークル活動や、展覧会のPRをするなど、広報活動に取り組んでいく。

## 高齢化・過疎化社会への対応について

**問** 集落活動センターが必要とされる地域があると思うが、どのように把握しているのか、また、地域公共交通対策へ向けて今後の取り組みを問う。

**答** 県は市町村と連携して、地域住民が主体となって、生活、福祉、産業、防災など、様々な活動に取り組む集落活動センターの開設に支援を行っている。

本市においては、橋上地域において、本年度より地域おこし協力隊一名を導入し、開所に向けた準備をしている。この事業がモデルとなり、宿毛市全体が活性化するのではないかと考えている。

今後の地域公共交通については、それぞれの地域が抱える問題など様々な要因を踏まえて利用形態を検討していく必要がある、直接、地域住民

の声を聴きながら、宿毛市全体の地域公共交通のあり方を検討していきたい。

**問** あったかふれあいセンターの現状と今後の展望について問う。

**答** あったかふれあいセンターは、現在、沖の島と社会福祉センターの拠点施設と東部サテライト「なないろ」で開設している。

現在の三か所では市内全域をカバーできないのが現状であり、出張形式や訪問等を拡大していきたいと考えている。



## ● 議会を傍聴しませんか…

本会議の傍聴は、どなたでもできます。

次の定例会は3月上旬の予定です。詳しくは、

議会事務局までお問い合わせ下さい。(☎63-2907)

なお、委員会の傍聴をご希望の方は事前に議会事務局までお申し出下さい。



## ★ 会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

十二月定例会の会議録は三月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所でご覧になれます。ご利用ください。

議会開会中は宿毛市のホームページとスワントレテレビで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

## ★ 議会基本条例★

皆さまから寄せられた宿毛市議会基本条例案に対する意見の概要と議会基本条例調査特別委員会の考え方について、宿毛市議会ホームページに掲載いたしました。

なお、議会基本条例案の条項等に直接関係のないご意見については、割愛させていただきますので、よろしくお願います。



## 〈 編集後記 〉

新年あけましておめでとうございます。

本年が、希望と安心の宿毛市を創るための「一歩前進」の一年となるよう願っております。

アベノミクスの新たな矢と位置づけられる地方創生二法が成立し、本格的な地方経済の活性化、景気浮揚の取り組みがはじまる。地方創生とは地方自らが考え自立して実行できる政策とされる。そのためには創造力豊かな行政力、議員力が求められる。

私たち議員も残り少ない任期ですが、更なる研鑽を重ね議員力アップに努めてまいります。

今年が、市民の皆さまにとって幸多き一年でありますことを心からご祈念申し上げます。

## 〈 編集委員 〉

- 野々下 昌文
- 山上 庄一
- 松浦 英夫
- 寺田 公一
- 宮本 有二

# 文教センター だより



問い合わせ先  
中央公民館 ☎63-2618  
宿毛歴史館 ☎63-5496  
坂本図書館 ☎63-2654

## 公民館施設の 受付開始のお知らせ

平成27年も市民の皆さんのふれあいの場として多くの方にご利用いただきますますよう、使用予約の受け付けを次のとおり開始します。ただし、営利目的の事業および営利事務、特定の政党や宗教活動にあたる場合は使用することができません。また、それ以外でも使用目的によっては、施設を使用できないことがありますので事前にご確認ください。

### 受付開始日

2月12日(木)

### 受付時間

8時30分～17時15分

※夜間・休日については、仮受け付けとなります。  
申し込みについて

公民館事務室または電話にて先着順で受け付けします。なお、申請書の提出および使用料の納付は4月1日以降とさせていただきます。

### 使用期間

平成27年4月1日～  
平成28年3月31日

### 【申し込み・問い合わせ先】

中央公民館  
☎63-2618

## 坂本図書館長期休館の お知らせ

坂本図書館では、資料特別整理などのため、次の期間を休館とします。長期休館となり、ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。  
なお、返却ポストは通常通りご利用いただけます。

### 期間

3月9日(月)～3月16日(月)

### 【問い合わせ先】

坂本図書館  
☎63-2654

## 第4回かな書道蒼澄会 書作展開催のお知らせ

公民館サークルのかな書道蒼澄会書作展を次のとおり開催します。皆さんお誘い合わせの上、ご鑑賞ください。

### 日時

2月28日(土)・3月1日(日)

9時～17時

※3月1日は16時まで

### 場所

宿毛文教センター1階  
多目的ホール

### 【問い合わせ先】

中央公民館  
☎63-2618

## 宿毛市市制施行60周年 記念事業・第20回土佐 西南文化交流祭のお知らせ

舞踊、箏曲、コーラスなどを行っている幡多の5市町村の団体が集い、西南文化交流祭を開催します。今回は宿毛

市市制施行60周年記念事業として宿毛市郷土芸能3団体(栄喜地区の三番叟・大島小学校6年生による獅子舞・山奈地区の神楽)が出演します。

皆さんお誘い合わせの上、ぜひご鑑賞ください。

### 開催日

2月15日(日)

### 時間

12時30分(12時開場)

### 場所

宿毛市総合社会福祉センター

### 入場料

無料(入場整理券が必要で  
す)

【入場整理券配布場所・問い合わせ先】  
生涯学習課(宿毛文教センター内)  
☎63-33394  
金子和孝(文化協会会長)  
☎63-5106

## 第5回宿毛歴史講座

5回連続講座の最終回は『林邸建造物調査でみえたもの』です。

宿毛歴史館の平成26年度委託事業で現地調査を終えたばかりの林邸について、その実

態や価値を報告書に仕上げる前に雑感も含めてお話しいただきます。

### 日時

2月8日(日)

13時30分～15時

### 場所

宿毛文教センター1階

多目的ホール

### 演題

『林邸建造物調査でみえたもの』

### 講師

(株)AREA代表取締役

溝渕博彦先生

※事前申し込み・参加料不要



### 【問い合わせ先】

宿毛歴史館  
☎63-5496

# 新刊案内 坂本図書館

## 進化する船のしくみ

鉄の船はなぜ浮くの？

スピード化、省エネの

最新技術を大公開！

鈴木和夫 著／誠文堂新光社  
コンテナ船、クルーズ客船、作業船…。多くの船のほか、船に関係する仕事、未来の船などを写真やイラストで紹介し、船の基本的なしくみや、高速化の追求など船に関係する技術の進歩についてわかりやすく解説する。

## 桜宮高校バスケット部体罰事件の真実

そして少年は

死ぬことに決めた

島沢優子 著／朝日新聞出版  
2013年に発覚した大阪の強豪高校のバスケット部キャプテンの自殺。17歳が死を選んだ理由は、顧問による体罰だけが原因なのか？遺族や関係者への綿密な取材により、重大事件の真実と裏側に迫った渾身のルポタージュ。

## 消えた犬と野原の魔法

フィリパ・ピアス 著

徳間書店

## 新聞は、あなたと世界をつなぐ窓

～NIE教育に新聞を～

木村葉子 著／汐文社

## 地図博士になろう！

～基本から歴史～

最新技術まで

梅澤真一 監修

PHP研究所

## ルウルウおはなしして

たかごのほっこり 作・絵

岩波書店

## 「世代」の正体

なぜ日本人は世代論が好きなのか

長山靖生 著／河出書房新社

## 相続対策の9割は遺言書で決まる

本田桂子 著／家の光協会

## ぼくは物覚えが悪い

健忘症患者H・Mの生涯

スザンヌ・コーキン 著

早川書房

## 数字は武器になる

数の「超」活用法

野口悠紀雄 著／新潮社

(内容紹介は、徳川書館流通センターTRC MARCより)

## 幡多広域消費生活センター便り



最初の一手は  
電話から！

「自分は大丈夫」、「私には関係ない」と油断しないで、次のような電話がかかったら、消費者センターにご相談ください。

「証券を代わりに買って…、〇〇倍で買い取ります」

「登録された個人情報削除してあげる」

「あなたに購入の権利があります」

「あなたの名前を貸してほしい」

市町村役場や銀行の職員を名乗り、

「還付金があります。キャッシュカードを持ってATMに行ってください」

「オレだけど、会社のお金を使い込んでいるのがバレそうだ」

相談は無料、秘密厳守です。安心してご相談ください。  
幡多広域消費生活センター

☎0880-34-6301

FAX0880-34-6295

9:00～12:00 / 13:00～17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

## プロを極める！ 高知県立中村高等技術学校訓練生募集

追加入試			
募集科	応募資格	訓練期間	募集定員
木造建築科	中学校卒業以上(平成27年3月卒業見込み含む)で平成27年4月1日現在29歳以下	2年	若干名
左官・タイル施工科	中学校卒業以上(平成27年3月卒業見込み含む)で平成27年4月1日現在35歳以下	2年	若干名
短期課程【前期】 入試			
募集科	応募資格	訓練期間	募集定員
住宅リフォーム科	中学校卒業以上(平成27年3月卒業見込み含む)で平成27年4月1日現在65歳以下	6ヵ月	10名

	追加入試	短期課程(前期)入校試験
願書受付	3月2日～3月26日	3月2日～3月26日
試験日	3月30日	3月30日
試験科目	適性試験・面接	適性試験・面接
合格発表	3月31日	3月31日

※遠隔地者には寮(男性)もあります。

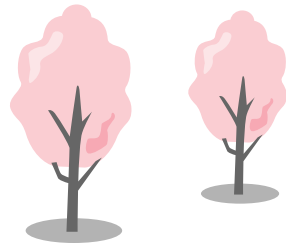
### 【問い合わせ先】

高知県立中村高等技術学校

☎0880-37-2723

HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151305/>

# 宿毛市内で 木質バイオマス発電が 始まりました



～未利用間伐材などを木質バイオマスとして活用し、森林の整備・活性化を図りましょう！～



高知西南中核工業団地に建設中であった、木質バイオマス発電施設と木質ペレット製造施設がこのたび完成となり、1月27日に竣工式が行われました。

当施設は、これまで山林へ捨てられていた間伐材などを発電用やペレットの原材料として有効活用することができ、森林資源の活用による林業振興、エネルギーの地産地消が期待されています。

森林の所有者や自伐林家の方で、木質バイオマス用に伐採したい場合は、森林の伐採には必ず事前の届出が必要ですので、まずは産業振興課へご相談ください。届出なく伐採した木材は受入困難となる場合があります。

なお、発電用に持ち込む場合は併せてバイオマス証明書が必要となりますので、伐採届と同時に申請手続きを行ってください。

木材の持ち込み方法や買い取り価格などの詳細については、(株)グリーン・エネルギー研究所(☎080-6382-0925)へ直接お問い合わせください。

## 【伐採の届出およびバイオマス証明に関する問い合わせ先】

産業振興課

☎63-1117



## 消防コーナー

### 平成27年宿毛市消防出初式

1月4日、宿毛市総合社会福祉センター駐車場において、宿毛市消防団・消防団音楽隊・女性消防隊・少年消防隊・宿毛消防署が一堂に会し消防出初式が開催されました。



式典では市長、団長による訓示や永年勤続表彰・優良団員表彰、模範ポンプ操法などが行われ、終了後に消防団による市内パレードと松田川河戸堰での一斉放水が行われました。

### コミュニティ助成事業で消防強化

宝くじの社会貢献広報事業

として、宝くじの受託事業収入を財源として実施している「平成26年度コミュニティ助成事業」により、(財)自治

総合センターから、宿毛市萩原女性消防隊の軽可搬消防ポンプ一式とOA機器に助成されました。これらは、宝くじの助成金により実施されたものです。

昨年度9名で発足した萩原女性消防隊は、この軽可搬消防ポンプを活用し、地域と連携しながら防災・減災に努めてまいります。



### 【問い合わせ先】

宿毛消防署

☎63-33111

FAX 63-33396



平成27年

# 成人式

1月3日(土)、宿毛文教センターで「平成27年宿毛市成人式」が行われました。今年、宿毛市では253人が成人を迎え、男性93人、女性98人の計191人が式典に出席しました。

式典では、まず、沖本年男市長の式辞により「成人式は皆さんにとっても特別な日ですが、ご家族にとっても特別な日であり、大変感慨深いものです。皆さんはご家族に20年間の感謝の気持ちを伝えたいでしょうか。まだ伝えていない方は、恥ずかしがらず感謝の気持ちをしっかりと伝えてください。そして、これからも家族や友人を大切にして、多くの人との出会いの中で、さまざまなことを学び、視野を広げ、自らを磨いていってください。」と20歳を迎えられたばかりの皆さんの、既成概念にとらわれない柔軟な発想を宿毛市へ提案していただければ幸いです。」と、新成人の輝かしい前途を祝福しました。続いて、新成人を代表して吉田昌史さんが記念品の贈呈を受けました。

そして、浦尻和伸市議会議長と高知県青年団協議会会長からの祝辞の後、新成人を代表して山下菜々子さんが「苦楽を共にしてきた仲間と今、こうして宿毛市の新成人としての誓いをできることを嬉しく思います。仲間と共に、今後もこの故郷を自分たちの誇りとして胸に刻んでいきたいと思えます。」と謝辞を述べました。

式典終了後は立食式のパーティーを行い、トワイライトエクスペレスの演奏を聴きながら、友人たちと談笑したり、記念撮影をしたりして過ごしました。

新成人の皆さんおめでとうございます。



※集合写真は6ページに掲載しています。

# 高知家

# おらんく耐震化 劇場



いつか かならず くる 地震

そなえて 未来の ひと安心



マンガ：村岡マサヒロ



昭和56年5月以前に建築された住宅は、地震の強い揺れに耐えることができず、倒壊する危険があります。



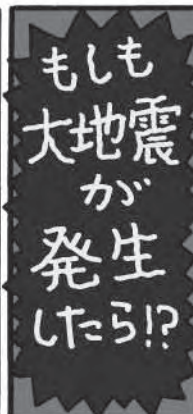
耐震診断の申し込みは、住宅の所在地市町村へ！



住宅の弱いところや耐震改修の概算費用を知ることができます。



耐震改修の平均工事費は、約180万円です。100万円以下の耐震改修工事が約2割もあります。

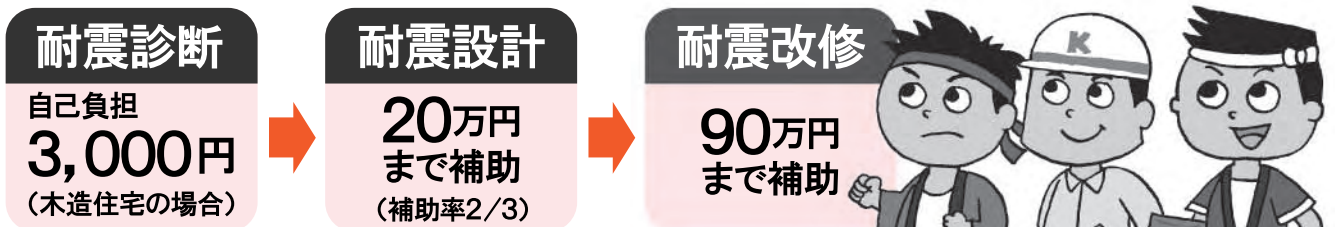


30年以内に70%程度の確率で発生！



阪神・淡路大震災では、死者の約9割が建物の倒壊によるものでした。南海トラフ地震では、強い揺れの後におそってくる津波や火災から逃げるためにも、住宅が倒壊しないことが大事です！

## 宿毛市は、住宅の耐震化を支援しています。



※詳しくは危機管理課までお問い合わせください。



耐震3兄弟

三男：老朽住宅除去のジョー 次男：仮設住宅の勝ちゃん 長男：耐震改修の大ちゃん

【問い合わせ先】 危機管理課 ☎ 63-0951



# 宿毛市行事予定表

平成27年 2月

開催日	行 事 名	時 間	場 所	問 い 合 せ 先
6(金)	第54回 宿毛市地区長連合会定期総会	13:30	宿毛文教センター	総務課 ☎63-0948
7(土)	第5回 陸上競技講習会(中・高校生)	14:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
	第29回 中学校バレーボール宿毛大会(～8日)	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
8(日)	第40回 宿毛サッカー選手権社会人の部	10:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
	第5回 宿毛歴史講座 「林邸建造物調査でみえたもの」	13:30	宿毛文教センター	宿毛歴史館 ☎63-5496
9(月)	ふれあい保育	9:30	市内各保育園	各保育園
11(水・祝)	2015早春健全育成ジュニア駅伝大会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
12(木)	夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税務課 ☎63-1115
14(土)	子どもいけばな教室	10:30	宿毛文教センター	中央公民館 ☎63-2618
	第36回 部落解放文化祭	14日 13:00～ 15日 9:30～	正和隣保館ほか	正和隣保館 ☎63-2254
15(日)	宿毛市体協ラケットカップバドミントン大会	8:30	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
	宿毛市市制施行60周年記念事業 第20回 土佐西南文化交流祭	12:30	宿毛市総合社会福祉センター	生涯学習課 ☎63-1119
16(月)	ふれあい保育	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎63-2914
	育児相談	11:00		
17(火)	出張年金相談	10:00	市役所(市民課で受付)	市民課 ☎63-1112
	行政相談「1日行政相談所」	13:00	宿毛文教センター	松岡陽一 ☎66-0110 福田延治 ☎67-1778
19(木)	通学路安全の日		市内全域	総務課 ☎63-0948
20(金)	あいさつ・声かけ運動日		市内全域	青少年育成センター ☎63-4197
	高知県立宿毛高等学校 第12回 総合学科発表会	13:30	宿毛市総合社会福祉センター	宿毛高等学校 ☎63-2164
21(土)	「魅力いっぱい宿毛湾の自然」講演と展示	13:00	宿毛文教センター	産業振興課 ☎63-1117
22(日)	休日市税納付窓口開設日	9:00	市役所税務課	税務課 ☎63-1115
	第9回 ミニフットサル谷本スポーツカップ	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
	第14回 四国西南中学校新人駅伝競走大会			
	第8回 四国西南小学生駅伝競走大会			
	第5回 すくも探健元気ウォークラリー	9:00	山里の家(橋上町楠山)	保健介護課 ☎63-1113
第6回 梅の花祭り	10:00	楠山公園(橋上町楠山)	楠山地区長 畑中 ☎64-7006	
25(水)	海上自衛隊ミサイル艇「しらたか」一般公開	9:00	宿毛新港 池島岸壁	自衛隊高知地方協力本部 四万十地域事務所 ☎0880-35-3096
26(木)	夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税務課 ☎63-1115
27(金)	第2回 食良くはっぴい教室	10:00	宿毛文教センター	保健介護課 ☎63-1113
28(土)	第4回 かな書道蒼澄会書作展(～3月1日)	9:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎63-2618
	第1回 宿毛パラダイスカップ 高知県少年サッカー大会	10:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467


高知けいば  
バルス博  
2月 3月  
1 3 4 8 10 11 15 17 18 22 25  
1 3 8 10 15 17 21 22 28 29

休日市税納付窓口開設日			
月	日	場 所	開設時間
2	22(日)	市役所税務課	9:00～17:00
※お昼休みも納付できます。			
夜間市税納付窓口開設日			
月	日	場 所	開設時間
2	12(木)	市役所税務課	17:15～19:00
	26(木)	〃	〃
国民健康保険税 8期		3 / 2 (月)	納期限
介護保険料 8期			
後期高齢者医療保険料 8期			

### 宿毛市野球場 今後のキャンプ情報

- 2月13日(金)～19日(木)  
常葉大学浜松キャンパス硬式野球部
- 2月20日(金)～27日(金)  
日本ウェルネススポーツ専門学校硬式野球部

【問い合わせ先】  
総合運動公園 ☎66-1467



# 足元から健康に！

足と爪は身体からだの健康を足元から支えています。足の裏は私たちの全体重を支え、特に足の爪は身体からだのバランスをとるのに重要です。

フットケア（足と爪のお手入れ）を行うことにより、生活機能の低下を予防し、転倒を防ぎましょう。

## フットケアの3つのポイント

### 1. 「足を清潔にする」

毎日入浴をして、足を清潔に保ちましょう。血流も良くなってリラックス効果があります。

### 2. 「爪を適切に切る」

足の爪は、からだのバランスをとるために大切です。巻爪や深爪になると歩きにくくなるため、爪の健康を保つ正しい切り方をしましょう。入浴後は爪が柔らかくなり切りやすくなります。

### 3. 「足と心を癒す」

足を入浴や足浴などで温めることにより血管を拡張させ、血液の循環を良くします。また、腹部内臓の循環改善や冷えが原因による膝や関節の痛みを緩和し、リラックス効果や安眠にもつながります。お湯にアロマオイルを垂らすとさらにリラックス効果があります。

#### ●正しい足の手入れで快適な生活を

フットケアを行うことで足や爪のトラブルを防ぐことができ、歩くのが楽しくなるだけでなく、転倒防止や閉じこもり予防にもつながります。自分で行きたいところへ行き、したいことができる幸せは誰もが望んでいることです。毎日の生活の中で、足・指・爪の状態に関心を持ち、フットケアを習慣付けましょう。

【問い合わせ先】 保健介護課予防係 ☎63-1113

## 第5回 すくも探健元気ウォークラリー

今年度最後のウォークラリーです。初めての方のご参加も、お待ちしております。

開催日 2月22日(日)

受付 9:00~9:20

集合場所 山里の家(橋上町楠山)

☆申し込み、参加費は不要です。雨の場合は、屋内で運動を行いますので、上履きをご持参ください。

☆体組成(体脂肪、筋肉量、内臓脂肪)の測定ができます。

### 【問い合わせ先】

保健介護課健康指導係 ☎63-1113

市民課保険係 ☎63-1112

近くで梅の花祭りもやってるよ！





## 母子保健

### 【乳児健康診査】対象児に個人通知します

日	場 所	受 付 時 間
20(金)	宿毛文教センター	9:15～9:45
27(金)	宿毛文教センター	9:15～9:45

### 【1歳6カ月児健康診査】対象児に個人通知します

日	場 所	受 付 時 間
4(水)	宿毛文教センター	9:15～10:15

### 【赤ちゃん広場】

日	場 所	実 施 時 間
3(火)	宿毛文教センター	9:30～11:30
12(木)	すくすくひろば	9:30～11:30
17(火)	宿毛東部農村環境改善センター	9:30～11:30
26(木)	西町公会堂	9:30～11:30



## 成人保健

### 健康相談はどこの場所でも受けることができます。

- 毎回、血圧測定のほか、ミニ講話、介護予防を目的とした簡単な体操を実施しますので、健康手帳を持参してください。

### 【健康相談】

日	場 所	実 施 時 間
2(月)	栄喜漁村交流センター	9:30～11:00
4(水)	片島公民館	9:30～11:00
6(金)	鵜来島離島センター	8:30～11:00
9(月)	宿毛東部農村環境改善センター	13:30～15:00
11(水)	坂本多目的集会所	9:30～11:00
12(木)	二ノ宮集会所	10:00～11:30
16(月)	宿毛文教センター	10:00～11:30
19(木)	沖の島開発総合センター	10:00～11:30
	弘瀬老人憩いの家	13:00～14:30
20(金)	鵜来島離島センター	8:30～11:00

### 各種検診の結果について

次の検診について、精密検査が必要な方には通知が完了しています。

検 診	日 程
胃がん検診	11月6日(木)
前立腺がん検診	11月6日(木)
胸部レントゲンおよび肺がん検診	11月6日(木)
大腸がん検診	12月5日(金)回収分
子宮頸がん検診	12月13日(土)
乳がん検診	12月13日(土)

※ご不明な点がございましたら、宿毛市保健介護課までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

保健介護課保健衛生係  
☎63-1113

# 3月1日～3月7日は子ども予防接種週間



### はなちゃんからのお願い!

お父さん、お母さん、予防接種はお済みですか?  
受け忘れがないかももう一度母子手帳を確認してみてね。



この機会に必要な予防接種を済ませ、病気を未然に防ぎましょう!

※特に今年の4月に小学校に入学されるお子さんと、麻しん・風しん混合予防接種第2期をまだ受けていない方は、ぜひこの機会に受けましょう。

※麻しん・風しん混合予防接種第2期の接種期間は平成27年3月31日までとなっています。

※上記予防接種以外でも、まだ受けていない予防接種がある場合は、早めに接種を受けましょう。

※市外医療機関での予防接種など、詳しいことについては保健介護課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】保健介護課 ☎63-1113 FAX63-0410

## 第6回梅の花祭り

楠山公園には約500本の梅の木が植えられており、楠山地区の皆さんが丹精を込めて育てています。今年も紅梅や白梅などが見ごろを迎え、梅の開花に合わせて祭りを開催しますので、一足早い春の息吹を感じ取りにぜひお越しください。梅の花だけでなく、当日限定の猪汁うどんや鹿肉カレーなど、山の幸もお楽しみいただけます。

### 日時

2月22日(日)

10時～15時

● 1回目もち投げ

10時30分～

● (オープニングセレモニー終了後)

● 2回目もち投げ

14時～



### 場所

楠山公園(橋上町楠山)

### 内容

特産品販売(田舎寿司、梅加工品、原木しいたけなど)

※売り切れ次第終了です。

### 【問い合わせ先】

楠山地区長 畑中

☎64-7006



## 宿毛マラソン期間中の 売店出店者を募集します

宿毛の特産品を販売していただける方、企業・団体の情報発信に活用したいという方、宿毛マラソンと一緒に盛り上げてみませんか?お申し込みをお待ちしています!

### 売店設置期間

4月17日(金)～18日(土)

### 開設時間(予定)

● 4月17日(金)

12時～17時30分

● 4月18日(土)

7時～19時

### 売店出店料

期間中1テナント5,000円(2分の1テナント2,500円)

### 販売品目

売店における販売品目は、次に挙げる範囲とします。

①観光土産物

②スポーツ用品

③飲食物

④そのほか、実行委員会が必要と認めたもの

※原則として、売店において調理・加工を行わない食品で、容器包装などにより衛生的な措置が取られ、かつ、食品衛生法に基づく適正表示がなされているものであること。



物産出店申請者以外の露店についても併せて募集します。露店については宿毛市都市公園条例第11条に基づき、占用料(3.3平方メートル・1日につき650円)を徴収するものとし、備品(消耗品を含む)および運営経費については、出店者において準備・負担するものとします。

### 受付期間

2月16日(月)～3月31日(火)



### 【問い合わせ先】

宿毛マラソン実行委員会事務局(宿毛市総合運動公園内)

☎66-11467

## 東九州自動車道 平成26年度全線開通予定

平成26年度中に「佐伯IC～蒲江IC」が開通することにより、南九州がぐっと近くに!!「四国～九州を結ぶコバルト色の夢航路」「宿毛フェリー」を利用して南九州へ行きませんか?

HPアドレス <http://www.sukumoferry.com/>



### 宿毛フェリー 時刻表

下り【宿毛 発→佐伯 着】		上り【佐伯 発→宿毛 着】			
1便	00:30	03:40	1便	04:10	07:20
2便	08:00	11:10	2便	12:00	15:10
3便	16:00	19:10	3便	20:50	00:00

(株)宿毛フェリー ☎62-1100 FAX62-1200